

共に創る、新しい危機管理学。
Create new risk management together.

2025

GRADUATE SCHOOL OF RISK MANAGEMENT NIHON
UNIVERSITY

大学院要覧

日本大学大学院危機管理学研究科
危機管理学専攻



日本大学の目的および使命

日本大学は 日本精神にもとづき 道統をたつとび
憲章にしたがい 自主創造の気風をやしない
文化の進展をはかり 世界の平和と人類の福祉とに
寄与することを目的とする

日本大学は 広く知識を世界にもとめて
深遠な学術を研究し
心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする

日本大学大学院は 高度にして
専門的な学術の理論及び応用を教授研究し
その深奥を究めて
文化の進展に寄与することを目的とする

目 次

日本大学教育憲章	1
研究科長挨拶	2
教育研究上の目的	3
3つのポリシー	3
カリキュラムの概要	7
カリキュラムの特徴	8
授業科目一覧	8
履修モデル	10
指導教員一覧	14
各科目コンピテンス対応表	16
授業について	18
授業の履修方法	19
試験と評価	20
研究指導の主要な流れ	22
研究支援	28
奨学金制度	28
ティーチング・アシスタント（TA）制度について	29
学生生活	30
図書館の利用	37
大地震時行動マニュアル	38
日本大学学則（抜粋）	40
日本大学学位規程	44

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的および使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」、及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

- 日本の特質を理解し伝える力
日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。
- 多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力
異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。
- 社会に貢献する姿勢
社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

自ら学ぶ

- 豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。
- 世界の現状を理解し、説明する力
世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

自ら考える

- 論理的・批判的思考力
得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。
- 問題発見・解決力
事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

自ら道をひらく

- 挑戦力
あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。
- コミュニケーション力
他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。
- リーダーシップ・協働力
集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
- 省察力
謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

研究科長挨拶

日本大学大学院危機管理学研究科

福田 充（博士（政治学））

私たち人類は、世界で同様のリスクを共有する「グローバル・リスク社会」に生きています。先進国をはじめとして少子高齢化が進み、地球規模の気候変動により自然災害が激甚化し食料の安定供給が困難になるなど、新型コロナウイルスの感染症パンデミックだけでなく、リスクは簡単に国境を越えて世界規模で人類を襲っています。

同時にポスト・トゥルース社会において、インターネットやSNSは陰謀論やフェイクニュースを大量に拡散することにより、民主主義社会においても市民の分断をもたらしています。何が「真実」（＝トゥルース）なのかが不確かな時代において、生成AIやビッグデータなどのデジタルテクノロジーによるイノベーションも、ユーザーとしての現代人に対してより高度なリテラシーを求める状況を生み出しています。これらはすべて人類共通で普遍的なグローバル・リスクであり、こうしたリスクに向き合う人類の英知が、いま試されています。

令和5年に誕生したこの日本大学大学院危機管理学研究科の修士課程（博士前期課程）は令和6年度をへて完成年度を迎え、新しいカリキュラムにおいて「新しい危機管理学」を追究します。またこの令和7年度から、大学院危機管理学研究科では博士後期課程を開設し、さらなる専門知を紡ぐ研究プラットフォームとして歩みを始めます。

これまでの危機管理学のように、自然災害や大規模事故、テロリズム、戦争紛争、情報リスク、感染症パンデミックなど幅広く多様なリスクに対応するための「オールハザード・アプローチ」の姿勢は堅持しながら、またその危機管理学を構成する4機能モデルとしての①インテリジェンス、②セキュリティ、③ロジスティクス、④リスクコミュニケーションの機能的アプローチを柱として、同時に人々が幸せに生きることができる社会の構築に向けて、「安全・安心」の価値と「自由・人権」の価値のバランスをとりながら、人道主義（ヒューマニズム）や多様性（ダイバーシティ）を守るべき価値として確立する民主主義的な「危機管理学のリベラルアプローチ」を目指します。人々の自由や人権、人道主義、多様性を保障するためのコンプライアンス、ガバナンスの研究教育も、新しい危機管理学には求められます。

こうした「新しい危機管理学」にもとづいた、より高度かつ専門的な研究教育活動により、その研究成果を社会に実装することで、社会のレジリエンスを高め、市民の幸福を作り出すことができます。「共に創る、新しい危機管理学」が、この日本大学大学院危機管理学研究科のキャッチコピーです。皆さんと共に、「新しい危機管理学」を創り上げ、共創社会、共生社会の確立に向けて前進したいと思います。

教育研究上の目的

危機管理学研究科

災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代の様々な危機に、法学を中核とし、政治学、国際関係学等の社会科学の知見を統合した危機管理学の学識を適用して的確に対処し、翻ってレジリエントな社会の創造に貢献する、指導的人材及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

危機管理学専攻／博士前期課程

拡大するグローバルな危機と、ローカルな社会課題と向き合い、社会・自然環境の劇的变化に対応しつつ、世界に指針を示し、リーダーシップを発揮できる危機管理人材へのニーズに応えて、

1. 危機や社会課題を学術的に探究し、危機管理を解明し普及させる指導的人材
2. 危機管理の実践的知識を有する高度専門職業人

として、危機管理の適用法を立案し、実践することのできる有為な人材を養成する。

危機管理学専攻／博士後期課程

拡大するグローバルな危機と、複雑化するローカルな社会課題と向き合い、社会・自然環境の劇的变化に対応しつつ、世界に指針を示し、リーダーシップを発揮できる危機管理人材へのニーズに応えて、①危機や社会課題を学術的に探求し、危機管理を解明し普及させる研究者を含む指導的人材、及び②危機管理の実践的知識とを有する政策決定者を含む高度専門職業人として、危機管理の適用法を立案し、実践し、先導することができる、有為な人材を養成する。

3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

本研究科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、次のとおりとなります。

【博士前期課程】

日本大学大学院危機管理学研究科博士前期課程は、現代社会における様々な危機と向き合い危機管理の重責を全うする志をもち、レジリエントな社会の創造に寄与する人材を輩出すべく、以下の能力を修得した者に「修士（危機管理学）」の学位を授与する。

- ・災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代社会における様々な危機に対する関心と深い洞察（意欲・経験・適性）。
- ・災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代社会の様々な危機を分析し解決するための、法学並びに、政治学、国際関係学等の社会科学の知見を統合した応用的な知識と技能（学識・専門技能）。
- ・客観的な情報やデータをもとに論理的に考察し説得的に表現する力（思考力・判断力・表現力）。
- ・多様な価値観や立場を尊重しつつ、自らの明確な考えをもとに、他者とコミュニケーションを確立する能力（主体性・多様性・協働性）。

【博士後期課程】

日本大学大学院危機管理学研究科博士後期課程は、現代社会における様々な危機と向き合い危機管理の重責を全うする志をもち、危機管理に関する制度と理論に通暁しシリエントな社会の創造に寄与する人材を輩出すべく、以下の能力を高い次元で修得したものに「博士（危機管理学）」の学位を授与する。

- ・災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代社会における様々な危機に対する高い関心と深い洞察、並びに歴史的感覚（意欲・経験・適性）
- ・災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代社会の様々な危機に関する専門的な知識、並びに、それらの危機を分析し解決するための法学、政治学、国際関係学等の社会科学に関する知見を統合した応用的な知識と技能（学識・専門技能）
- ・客観的な情報やデータをもとに論理的に考察して的確・説得的に表現する力（思考力・判断力・表現力）
- ・多様な価値観や立場を尊重しつつ、自らの明確な考えをもとに、他者と円滑で効果的なコミュニケーションを図る能力（主体性・多様性・協働性）。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施に関する方針）

本研究科のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施に関する方針）は、次のとおりとなります。

【博士前期課程】

日本大学大学院危機管理学研究科博士前期課程は、卒業の認定に関する方針に沿って、講義、演習における細やかな学修指導を通じて行われる、法学を中核とする体系性と専門性を備えた教育課程を編成する。

また、学修成果の評価は、授業形態、授業手法及び成果物の性質に即した多元的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学修到達目標の達成度について判定する。

【博士後期課程】

日本大学大学院危機管理学研究科博士後期課程は、修了の認定に関する方針に沿って、講義、研究指導における細やかな学修指導を通じて行われる、法学を中核とする体系性と専門性を備えた、危機管理の制度と理論の複合的理解と運用を促進する教育課程を編成する。

また、学修成果の評価は、授業形態、授業手法及び成果物の性質に即した多元的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学修到達目標の達成度について判定する。

アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）

本研究科のアドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）は、次のとおりとなります。

【博士前期課程】

日本大学大学院危機管理学研究科博士前期課程は、災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代社会の様々な危機に、法学、政治学等の社会科学の知見を適用して的確に対処できる研究者及び高度専門職業人を養成するために、以下の資質を備えた者を多様な選抜方法によって受け入れる。

- ・災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代社会における危機に対する深い問題意識と関心（意欲・経験・適性）。
- ・災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代社会の様々な危機に関する一般的な知識、及び法学、政治学、国際関係学等の社会科学に関する基礎的な素養（学識・専門技能）。
- ・客観的な情報やデータをもとに論理的に考察し表現する力（思考力・判断力・表現力）。
- ・多様な価値観や立場を尊重しつつ、他者と円滑なコミュニケーションを図る能力（主体性・計画性・協働性）。

アドミッション・ポリシーにおける評価要素は、次のとおり構成して運用する。

AP 1：知識と経験とを発展させて、意欲的に課題に向き合うことができる（意欲・経験・適性）。

AP 1－1 意欲、AP 1－2 経験、AP 1－3 適性

AP 2：専門的な知識や技能を駆使して、課題を探究することができる（学識・専門技能）。

AP 2－1 学識、AP 2－2 専門技能

AP 3：課題に対して幅広い視野でその原因と対処法を考察し、そのプロセスを適切に表現することができる（思考力・判断力・表現力）。

AP 3－1 思考力、AP 3－2 判断力、AP 3－3 表現力

AP 4：主体的かつ計画的に、他者と協働しつつ、課題解決に取り組むことができる（主体性・計画性・協働性）。

AP 4－1 主体性、AP 4－2 計画性、AP 4－3 協働性

各評価要素の内容は、以下のとおりとする。

意欲とは、学修への内発的動機付けをいう。

経験とは、学修への内発的動機付けに連なる、没入体験や体験活動をいう。

適性とは、学修への内発的動機付けに繋がる、自己客観視や省察を伴って特定された、将来のビジョンをいう。

学識とは、大学とそれに準ずる教育課程において学修した専門的学力のうち、主として情報や認識の運用力をいう。

専門技能とは、大学とそれに準ずる教育課程において学修した専門的学力のうち、主として作業の実行力をいう。

思考力とは、物事を論理的、戦略的又は批判的に考え抜く能力をいう。

判断力とは、物事を正しく認識し、評価する能力をいう。

表現力とは、知識や情報を状況や場面に即して適切に伝達する能力をいい、互いに意思疎通を円滑に繰り返すコミュニケーション力を含む。

主体性とは、課題と向かい合い、その解決のために主体的に考え、行動しようとする姿勢をいう。

計画性とは、学修やキャリア形成を、継続的、計画的に実行しようとする姿勢をいう。

協働性とは、他者との協力において課題を解決し、または自己を高めようとする姿勢をいう。

【博士後期課程】

日本大学大学院危機管理学研究科博士後期課程は、災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代社会の様々な危機に、法学、政治学、国際関係学等の社会科学の知見を適用して的確に対処し、その知見を深化させ高度に実践できる指導的人材及び高度専門職業人を養成するために、以下の資質を備えた者を多様な選抜方法によって受け入れる。

- ・災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代社会における危機に対する深い問題意識と高い関心（意欲・経験・適性）
- ・災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代社会の様々な危機に関する専門的な知識、並びに、それらの危機を分析し解決するための法学、政治学、国際関係学等の社会科学に関する知見を統合した発展的な知識と技能（学識・専門技能）
- ・客観的な情報やデータをもとに論理的に考察し表現する力（思考力・判断力・表現力）
- ・多様な価値観や立場を尊重しつつ、他者と円滑なコミュニケーションを図る能力（主体性・多様性・協働性）。

アドミッション・ポリシーにおける評価要素は、次のとおり構成して運用するものとし、その判定は、本課程での学修に必要な素養を有するか否かの観点で、構成単位ごとに総合的に行うものとする。

AP 1：知識と経験とを発展させて、意欲的に課題に向き合うことができる。

（意欲・経験・適性）

AP 1－1 意欲

AP 1－2 経験

AP 1－3 適性

AP 2：専門的な知識や技能を駆使して、課題を探究することができる。

（学識・専門技能）

AP 2－1 学識

AP 2－2 専門技能

AP 3：課題に対して幅広い視野でその原因と対処法を考察し、そのプロセスを適切に表現することができる。（思考力・判断力・表現力）

AP 3－1 思考力

AP 3－2 判断力

AP 3－3 表現力

AP 4：主体的かつ計画的に、他者と協働しつつ、課題解決に取り組むことができる。

（主体性・計画性・協働性）

AP 4－1 主体性

AP 4－2 計画性

AP 4－3 協働性

各評価要素の内容は、以下のとおりとする。

意欲とは、学修への内発的動機づけをいう。

経験とは、学修への内発的動機付けに連なる、没入体験や体験活動をいう。

適性とは、学修への内発的動機付けに繋がる、自己客観視や省察を伴って特定された、将来のビジョンをいう。

学識とは、大学院、大学とそれに準ずる教育課程において学修した専門的学力のうち、主として情報や認識の運用力をいう。

専門技能とは、大学院、大学とそれに準ずる教育課程において学修した専門的学力のうち、主として作業の実行力をいう。

思考力とは、物事を論理的、戦略的又は批判的に考え抜く能力をいう。

判断力とは、物事を正しく認識し、評価する能力をいう。

表現力とは、知識や情報を状況や場面に即して適切に伝達する能力をいい、互いに意思疎通を円滑に繰り返すコミュニケーション力を含む。

主体性とは、課題と向かい合い、その解決のために主体的に考え、行動しようとする姿勢をいう。

計画性とは、研究、学修やキャリア形成を、継続的、計画的に実行しようとする姿勢をいう。

協働性とは、他者との協力において課題を解決し、または自己を高めようとする姿勢をいう。

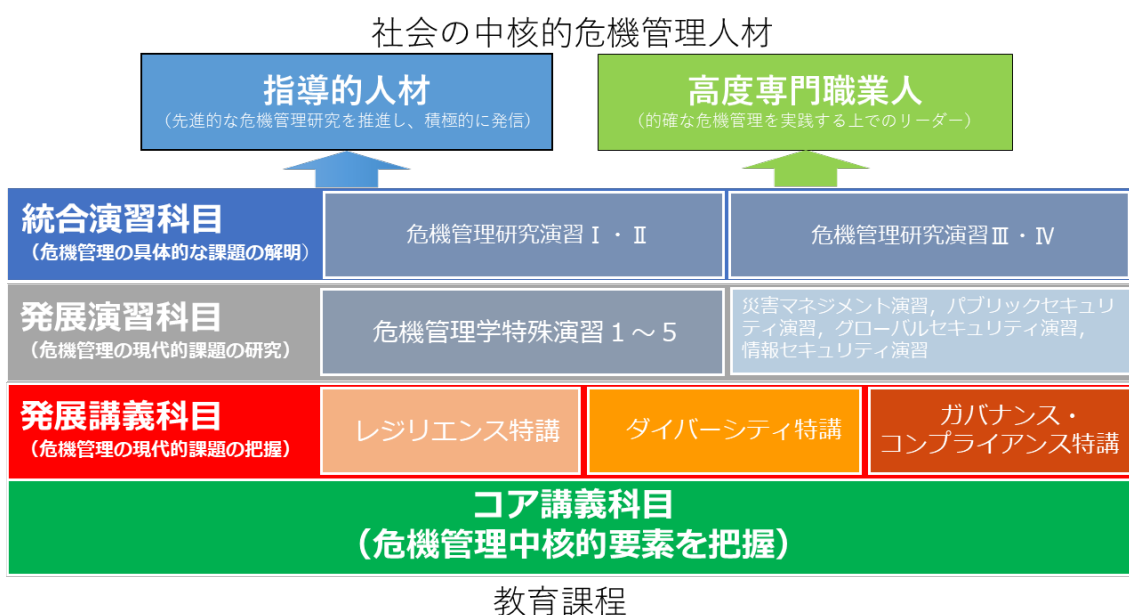
カリキュラムの概要

カリキュラム・ポリシーに基づき、本研究科の教育課程編成を行い、履修条件を定め、体系的な教育を実施します。なお、本研究科が養成する人材像それぞれに求められる基本的資質・能力の開発を念頭に、「指導的人材」について「指導的人材コース」を、「高度専門職業人」について「高度専門職業人コース」を設け、この区分を後述する「発展講義科目」における履修条件と対応させています。

博士前期課程学びの流れ

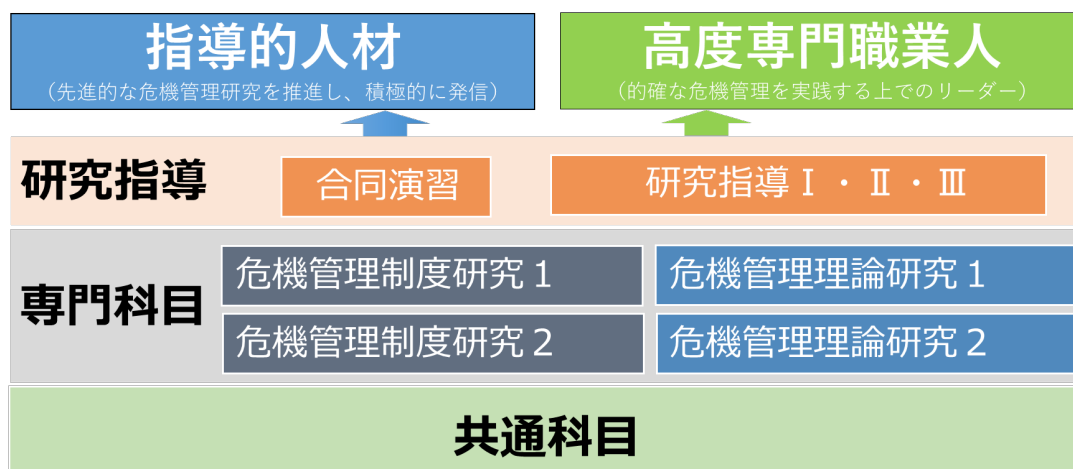
大学院危機管理学研究科

本研究科博士前期課程における学びの流れを図示すると以下のとおりです。



本研究科博士後期課程における学びの流れを図示すると以下のとおりです。

社会の中核的危機管理人材



教育課程

カリキュラムの特徴

教育課程及び研究指導

【博士前期課程】

本カリキュラムでは「新しい危機管理学」に関する専門的な研究教育を行うため、危機管理学を中核とするカリキュラムを特徴としています。

具体的には、従前からの①オールハザード・アプローチに基づく危機管理の4機能モデル（インテリジェンス、セキュリティ、ロジスティクス、リスクコミュニケーション）を柱とするオーソドックスな危機管理学に加えて、②社会が求める組織や社会のガバナンス、コンプライアンスに対応する視点、さらに、③民主主義社会を支えるダイバーシティや自由・人権、人道主義の価値を確立する視点を加えた、複合的な危機管理学のマトリクスを踏まえたカリキュラムが構成されています。

授業科目一覧

危機管理学研究科危機管理学専攻（M）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
講義科目 発展講義科目 発展演習科目	危機管理学特講	1 前	2			○			
	インテリジェンス特講	1 前		2		○			
	セキュリティ特講	1 前		2		○			
	ロジスティクス特講	1 前		2		○			
	リスクコミュニケーション特講	1 前		2		○			
	小計（5 科目）	—	2	8			—		
	レジリエンス特講	1 前		2		○			
	ガバナンス・コンプライアンス特講	1 前		2		○			
	ダイバーシティ特講	1 前		2		○			
	小計（3 科目）	—		6			—		
	災害マネジメント演習	1 後		2			○		
	パブリックセキュリティ演習	1 後		2			○		
	グローバルセキュリティ演習	1 後		2			○		
	情報セキュリティ演習	1 後		2			○		
	危機管理学特殊演習1	1 後		2			○		
	危機管理学特殊演習2	1 後		2			○		
	危機管理学特殊演習3	1 後		2			○		
	危機管理学特殊演習4	1 後		2			○		
	危機管理学特殊演習5	1 後		2			○		
	小計（9 科目）	—		18			—		
統合演習科目	危機管理学研究演習Ⅰ	1 前	4				○		
	危機管理学研究演習Ⅱ	1 後	4				○		
	危機管理学研究演習Ⅲ	2 前	4				○		
	危機管理学研究演習Ⅳ	2 後	4				○		
	小計（4 科目）	—	16				—		
学位論文		—	—				—		
合計（21 科目）		—	18	32			—		

配当年次欄 数字は学年、「前」は前学期、「後」は後学期を表します

修了要件及び履修方法

必修科目18単位、コア講義科目の選択科目から4単位以上、発展講義科目から2単位以上、発展演習科目から6単位以上の合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格することが、課程修了の要件となります。

【博士後期課程】

本カリキュラムでは、本研究科博士前期課程で培った知識及び博士後期課程でさらに深化した実践的かつ論理的思考に基づく未知の課題に対する解決能力を身に付けるためのカリキュラムを構築しています。博士後期課程の学びの中で、レジリエントな社会を構築するために必要な危機管理の機能を立体的、分析的にとらえることで、社会の中で新しい知の体系を構築する可能性を高めていきます。

授業科目一覧

危機管理学研究科危機管理学専攻（D）

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・ 実習	
共通 科目	アドバンスド・リサーチ	1 前		2		○			
	小計（1 科目）	—		2		—			
専門 科目	危機管理制度特殊研究 1	1 前		2		○			
	危機管理制度特殊研究 2	1 前		2		○			
	危機管理理論特殊研究 1	1 前		2		○			
	危機管理理論特殊研究 2	1 前		2		○			
	小計（4 科目）	—		8		—			
研究 指導	合同演習	1 通		2			○		
	研究指導Ⅰ	1 通	4				○		
	研究指導Ⅱ	2 通	4				○		
	研究指導Ⅲ	3 通	4				○		
	小計（4 科目）	—	12			—			
学位論文		—	—			—			
合計（9 科目）		—	12	12		—			

配当年次欄 数字は学年、「前」は前学期、「後」は後学期、「通」は通年を表します

修了要件及び履修方法

必修科目12単位、専門科目の選択科目から2単位以上の合計14単位以上を修得し、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格することが、課程修了の要件となります。

日本大学大学院危機管理学研究科 博士前期課程 危機管理学専攻履修モデル①

日本大学大学院危機管理学研究科 危機管理学専攻履修モデル①

養成する人材像① 危機管理学に関する優れた研究能力を有する 指導的人材				
配当 年次	科目区分	授業科目	単位数	
			必修	選択
1 年次	前期	コア講義科目 危機管理学特講 インテリジェンス特講 セキュリティ特講 ロジスティクス特講 リスクコミュニケーション特講	2	2 2
		発展講義科目 レジリエンス特講 ガバナンス・コンプライアンス特講 ダイバーシティ特講		2
		統合演習科目 危機管理学研究演習Ⅰ	4	
	後期	発展演習科目 災害マネジメント演習 パブリックセキュリティ演習 グローバルセキュリティ演習 情報セキュリティ演習 危機管理学特殊演習1 危機管理学特殊演習2 危機管理学特殊演習3 危機管理学特殊演習4 危機管理学特殊演習5		2 2 2
		統合演習科目 危機管理学研究演習Ⅱ	4	
2 年次	前期	統合演習科目 危機管理学研究演習Ⅲ	4	
	後期	統合演習科目 危機管理学研究演習Ⅳ	4	
修得単位数		小 計	18	12
		合 計	30	

【大学院修了後に想定される卒業後の進路（研究コース）】

- ・大学院博士後期課程進学
- ・社会科学系の大学学部・大学院研究科における専任教員
- ・中央官庁、地方自治体の危機管理部門の専門的職員
- ・危機管理の素養を備えた一般行政職員等

図 日本大学大学院危機管理学研究科 危機管理学専攻 研究コース 履修モデル

修了後に想定される進路（研究コース）

- ・大学院博士後期課程進学
- ・社会科学系の大学学部・大学院研究科における専任教員
- ・中央官庁、地方自治体の危機管理部門の専門的職員
- ・危機管理の素養を備えた一般行政職員等

過去の進路実績 実績なし

日本大学大学院危機管理学研究科 危機管理学専攻履修モデル②

養成する人材像②
危機管理学の優れた専門的知識及び実践能力を有する 高度専門職業人

配当 年次	科目区分	授業科目	単位数	
			必修	選択
1 年次	前期	コア講義科目 危機管理学特講 インテリジェンス特講 セキュリティ特講 ロジスティクス特講 リスクコミュニケーション特講	2	2 2
		発展講義科目 レジリエンス特講 ガバナンス・コンプライアンス特講 ダイバーシティ特講		2
	統合演習科目	危機管理学研究演習Ⅰ	4	
	後期	発展演習科目 災害マネジメント演習 パブリックセキュリティ演習 グローバルセキュリティ演習 情報セキュリティ演習 危機管理学特殊演習1 危機管理学特殊演習2 危機管理学特殊演習3 危機管理学特殊演習4 危機管理学特殊演習5		2 2 2
		統合演習科目	4	
	統合演習科目	危機管理学研究演習Ⅱ	4	
2 年次	前期	統合演習科目	4	
	後期	統合演習科目	4	
修得単位数			小 計	18 12
			合 計	30

【大学院修了後に想定される卒業後の進路（実務コース）】

- ・中央官庁，地方自治体の危機管理部門の専門的職員
- ・危機管理の素養を備えた一般行政職員
- ・危機管理の諸分野についての高いニーズを有する民間企業の総合職職員

図 日本大学大学院危機管理学研究科 危機管理学専攻 実務コース 履修モデル

修了後に想定される進路（実務コース）

- ・中央官庁，地方自治体の危機管理部門の専門的職員
- ・危機管理の素養を備えた一般行政職員
- ・危機管理の諸分野についての高いニーズを有する民間企業の総合職職員

過去の進路実績

大学職員，株式会社総合キャリアオプション，公益財団法人日本食肉流通センター ほか

養成する人材像①

危機管理学に関する優れた研究能力を有する 指導的人材（研究者を含む）

配当年次		科目区分	授業科目	単位数	
				必修	選択
1年次	前期	共通科目	アドバンスド・リサーチ		2
		専門科目	危機管理制度特殊研究 1 危機管理制度特殊研究 2 危機管理理論特殊研究 1 危機管理理論特殊研究 2 ※いずれか1科目履修		2
	通年	研究指導	研究指導Ⅰ	4	
2年次	通年	研究指導	研究指導Ⅱ	4	
3年次	通年	研究指導	研究指導Ⅲ	4	
修得単位数			小 計	12	4
			合 計	16	

【大学院修了後に想定される卒業後の進路】

- ・ 大学院博士後期課程進学
- ・ 社会科学系の大学学部・大学院研究科における専任教員
- ・ 中央官庁，地方自治体の危機管理部門の専門的職員

過去の進路実績

令和7年度開設のため実績なし

養成する人材像② 危機管理学の優れた専門的知識及び実践能力を有する 高度専門職業人（政策決定者等を含む）						
配当 年次		科目区分	授業科目	単位数		
				必修	選択	
1 年次	前期	専門科目	危機管理制度特殊研究 1 危機管理制度特殊研究 2 危機管理理論特殊研究 1 危機管理理論特殊研究 2	※いずれ か1科目 履修	}	2
	通年	研究指導	研究指導Ⅰ			
2 年次	通年	研究指導	合同演習 研究指導Ⅱ	4		2
3 年次	通年	研究指導	研究指導Ⅲ	4		
修得単位数			小 計	12		4
			合 計	16		

【大学院修了後に想定される卒業後の進路（実務コース）】

- ・ 中央官庁， 地方自治体の危機管理部門の専門的職員
- ・ 危機管理の諸分野についての高いニーズを有する民間企業の総合職職員

過去の進路実績

令和7年度開設のため実績なし

指導教員一覧

安藤 貴世 教授

専門分野

国際法学

研究内容

国際法を専門分野とし、個人の国際犯罪に対する国際法による規制・対処について研究しています。普遍的管轄権への関心を軸に、これまで国際テロリズムのほか、戦争犯罪、海賊行為などに対する処罰の法構造を研究対象としてきました。特にテロリズム防止関連諸条約を中心に、その他の条約も含め、国際刑事法条約の保護法益の多様性や相違、それらが各条約の裁判管轄権規定や訴追規定に如何に反映されているかについて研究を進めています。

木村 敦 教授

専門分野

社会心理学、認知心理学

研究内容

リスク認知、リスクコミュニケーション、食行動

工藤 聡一 教授

専門分野

ロジスティクス法、国際航空法

研究内容

文献研究を中心に、国際航空法の展開（米国航空法の淵源、航空損害賠償、航空セキュリティ、航空環境問題、ドローンの活用等）、ロジスティクスの動態(MaaS, Freight-Sharing 等)の論点をカバーします。

小谷 賢 教授

専門分野

インテリジェンス、国際政治学

研究内容

専門は国際政治学です。特に戦間期の日英米関係を、各国の公文書に基づいて研究してきました。また各国のインテリジェンス（政府による情報活動）や安全保障問題についても研究しており、現在の研究テーマは、戦後日本のインテリジェンス、経済安全保障、偽情報対策等になります。

佐々木 一如 准教授

専門分野

行政組織の危機管理、意思決定

研究内容

行政学や公共政策論を基礎とし、危機管理を研究しています。近年は、行政組織におけるリーダーシップのあり方について、平時と非常時それぞれのあり方などについて調査を行っています。

佐々木 葉月 准教授

専門分野

国際政治学、グローバル・ガバナンス論、テロリズム研究

研究内容

専門は国際政治学で、テロ対策分野における市民社会アクターなどの非国家主体も含めた協力のあり方を、ガバナンスの観点から研究してきました。近年は上記と関連して、グローバルからローカルまで重層的に展開するテロ予防の取り組みについて研究しています。

杉山 幸一 教授

専門分野

憲法学，危機管理・緊急事態法制

研究内容

立憲主義に基づく危機管理

秦 康範 教授

研究分野

地域防災，都市防災，災害情報

研究内容

自然災害による被害を軽減し持続可能な社会をどのように形成するかという問題意識から，地域防災，都市防災，災害情報，フェーズフリーなどソフト防災について実証的アプローチで研究しています。

鈴木 秀洋 教授

専門分野

行政法・地方自治法，危機管理行政分野（こども，ジェンダー，災害）

研究内容

○社会的弱者にしない行政・自治体・地域連携

○多様な一人ひとりの命（安全安心）を守るための法制度設計と運用

中林 啓修 准教授

研究分野

国民保護，軍事組織の災害対応等

研究内容

防災や危機管理と安全保障政策との橋渡しのような分野を研究しています。
事象ベースでまとめるとすれば，「低頻度高強度事案の研究」（ごく稀にしか起きないが，発生した場合の影響や被害が大きい事案）ということになるでしょうか。
多くの被災者を前に安易に「想定外」と言わずに住む社会を目指して研究をしています。

福田 充 教授

専門分野

リスクコミュニケーション，リスクマネジメント

研究内容

危機管理学におけるリスクコミュニケーションをオールハザード・アプローチで研究しています。自然災害，原発事故，テロ，ミサイル，戦争紛争，サイバー，感染症パンデミックなどオールハザードなリスクコミュニケーションを研究しています。

中村 良 教授

専門分野

経済法，国際経済法，会社法，学校の危機管理

研究内容

これまで，会社法と経済法の観点から企業の危機管理，コンプライアンス体制，そして公正な競争を通じた消費者保護について研究を進めるとともに，自由貿易体制の根幹である WTO GATT 体制も研究対象としています。また，学校の危機管理の観点からいじめ問題も研究しています。

永沼 淳子 教授

専門分野

民事法学，賠償法学

研究内容

財産法分野では不動産取引をめぐる諸問題について，家族法分野では生殖補助医療により誕生した子をめぐると法的課題について研究しています。

西田 亮介 教授

研究分野

社会学，公共政策学，社会情報学，メディア研究

研究内容

政治，行政，政党，企業等の諸領域とメディアがクロスする領域の研究を行う。
主にジャーナリズムや戦略，組織，偽情報対策等を研究するが，その他，社会保障や NPO などの研究指導も担当したことがある。

各科目コンピテンス対応表

【博士前期課程】

科目区分		科目ナンバー	授 業 科 目 (必修：◎、選択：印なし)	大学院危機管理学研究科コンピテンス（主として対応：◎、対応：○）				年次進行（履修開始期）			
				DP1（意欲・経験・適性）	DP2（学識・専門技能）	DP3（思考力・判断力・表現力）	DP4（主体性・多様性・協働性）				
				災害、犯罪、虐待、国際紛争、情報漏洩等、複雑化した現代社会における様々な危機に対する高い関心と深い洞察	災害、犯罪、虐待、国際紛争、情報漏洩等、複雑化した現代の様々な危機を分析し解決するための、新しい危機管理学の知見を統合した応用的な知識と技能	客観的な情報やデータをもとに論理的に考察し説得的に表現する力	多様な価値観や立場を尊重しつつ、自らの明確な考えをもとに、他者とコミュニケーションを確立する能力				
				1 年		2 年					
		前期	後期	前期	後期						
講義科目	コア講義科目	R7MR0001	◎危機管理学特講	○	◎	○					
		R7MR0002	インテリジェンス特講	○	◎	○					
		R7MR0003	セキュリティ特講	○	◎	○					
		R7MR0004	ロジスティクス特講	○	◎	○					
		R7MR0005	リスクコミュニケーション特講	○	◎	○					
	発展講義科目	R7MR0006	レジリエンス特講	○	◎	○					
		R7MR0007	ガバナンス・コンプライアンス特講	○	◎	○					
		R7MR0008	ダイバーシティ特講	○	◎	○					
	発展演習科目	R7MR0009	災害マネジメント演習	○	◎		○				
		R7MR0010	パブリックセキュリティ演習	○	◎		○				
		R7MR0011	グローバルセキュリティ演習	○	◎		○				
		R7MR0012	情報セキュリティ演習	○	◎		○				
		R7MR0013	危機管理学特殊演習 1	○	◎		○				
		R7MR0014	危機管理学特殊演習 2	○	◎		○				
		R7MR0015	危機管理学特殊演習 3	○	◎		○				
		R7MR0016	危機管理学特殊演習 4	○	◎		○				
		R7MR0017	危機管理学特殊演習 5	○	◎		○				
統合演習科目	R7MR0018	◎危機管理学研究演習Ⅰ		○	◎	○					
	R7MR0019	◎危機管理学研究演習Ⅱ		○	◎	○					
	R7MR0020	◎危機管理学研究演習Ⅲ		○	◎	○					
	R7MR0021	◎危機管理学研究演習Ⅳ		○	◎	○					

【博士後期課程】

科目 区分	科目ナンバ-	授 業 科 目 (必修：◎，選択：印なし)	大学院危機管理学研究科コンピテンス（主として対応：◎，対応：○）				年次進行（履修開始期）					
			1（意欲・経験・適性）	2（学識・専門技能）	3（思考力・判断力・表現力）	4（主体性・多様性・協働性）	1年		2年		3年	
			災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代社会における様々な危機に対する高い関心と深い洞察、並びに歴史的感覚	災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代社会の様々な危機に関する専門的な知識、並びに、それらの危機を分析し解決するための法学、政治学、国際関係学等の社会科学に関する知見を統合した応用的な知識と技能	客観的な情報やデータをもとに論理的に考察し説得的に表現する力	多様な価値観や立場を尊重しつつ、自らの明確な考えをもとに、他者とコミュニケーションを確立する能力	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基本 科目	DRMGT0001	アドバンスド・リサーチ	◎	◎		○	●					
専 門 科 目	DRMGT0002	危機管理制度特殊研究 1		◎	○		●	→				
	DRMGT0003	危機管理制度特殊研究 2		◎		○	●	→				
	DRMGT0004	危機管理理論特殊研究 1		◎	○		●	→				
	DRMGT0005	危機管理理論特殊研究 2		◎		○	●	→				
研 究 指 導	DRMGT0006	合同演習	○		◎	○	●	←	→	→	→	→
	DRMGT0007	研究指導Ⅰ		○	◎	○	●	→	↓			
	DRMGT0008	研究指導Ⅱ		○	◎	○			↓	→		
	DRMGT0009	研究指導Ⅲ		○	◎	○					↓	

授業について

休講・補講

- 授業が休講となるときには、日時・科目・担当教員などを教学サポート課前の休講掲示に提示します。
- 授業開始時刻から 30 分経過しても教室に連絡がない場合は、休講掲示板及びポータルサイトを確認の上、講師室（1 号館 2 階）に問い合わせてください。
- 休講となった授業は、原則として補講を行います。

授業の欠席について

本研究科では、下記理由によるものを除き、所定の届がありません。

病気や忌引等で授業を欠席した場合は、直接担当教員に伝えてください。ただし、欠席の取扱いは、担当教員の判断に任されています。

なお、入院等により欠席が長期にわたる場合には、教学サポート課に相談してください。

- 学校感染症罹患用

学校保健安全法施行規則により定められている感染症の罹患と治療期間を証明するもの

- 就職活動用

学生が企業等の採用試験等のための、その事由を証明する書類を添えて欠席を届け出るもの

自然災害などによる授業措置

台風、大雪、地震などにより、東急田園都市線が運休又は遅延を計画している場合、以下の基準により休講をする場合があります。なお、休講の判断には、運行状況や天候等も勘案します。また、措置の内容はポータルサイト（UN IPA）及びホームページでお知らせいたします。

運休時刻	授業の取扱い
当日午前 6 時の時点で運休	第 1・2 時限の授業を休講
当日午前 10 時の時点で運休	第 3 時限以降の授業を休講

授業の履修方法

履修登録

履修登録は、授業を受講し、成績評価を受けて単位を修得するために最も重要な手続きです。履修登録が完了していないと、授業に出席し、試験に合格しても単位は修得できません。履修登録は定められた期間内に必ず行ってください。

本研究科では、学期ごとに履修登録（前学期は4月、後学期は9月）を行います。登録は学内情報システムで行います。本学部要覧をはじめ、ガイダンス時に配布される資料や説明をよく理解し、履修登録を行ってください。

病気など、やむを得ない事由で所定の期間内に手続きができない場合は、教学サポート課に相談してください。

手続きの流れ

1. 履修登録期間の確認

ガイダンス時に周知する学事日程にて確認することが可能です。

2. 履修計画の策定

「時間割表」、「シラバス」、「各科目のコンピテンス対応表」を基に検討し、履修計画を策定してください。

3. 履修登録手続

指定された期間に、学内ポータルシステムにて登録手続きを行ってください。

4. 履修登録確認

登録した科目が、正しく登録されているか確認してください。

5. 登録完了

履修登録上の注意点

- ・科目の学年配当について
授業科目にはすべて配当学年が定められていますので、必ずその指定に従ってください。現在の学年より上に配当されている科目を履修し試験を受けても、単位は付与されませんので注意してください。
- ・手続期間終了後の科目の追加や変更はできません。
- ・既に単位を修得した科目を再度履修することはできません。
- ・同一科目を複数履修することはできません。
- ・時間割上の同一時限に設定されている科目を同時に履修することはできません。
- ・履修登録に誤りがあった場合、その訂正は指定された期間内に行ってください。

履修中止制度

履修中止制度は、履修登録が完了した科目の授業を受けた結果、自分が学びたい内容と異なる場合や、授業についていけないだけの知識が不足していた場合など、以後の授業を受ける理由に乏しい場合に、当該科目の履修を中止できる制度です。履修の中止をする場合は、所定の期間内に手続きをしてください。この手続きを行わず、成績評価に値する評価指標がなかった場合、不合格科目（D 又は E 評価）として扱われ、GPA を下げることになります。詳細は、「GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度」を参照してください。

なお、履修を中止した場合、中止した科目分を他の科目に履修し直すことはできませんのでご注意ください。

試験と評価

成績評価の方法

各授業科目の評価方法は異なります。評価方法は、「授業参加度」「リアクション・ペーパー」「レポート」「ミニ・テスト」「授業内テスト」「定期試験」等となります。なお、危機管理学研究演習など少人数の演習授業では、口頭による発表報告なども評価方法として定められる場合があります。具体的な科目ごとの評価方法については、「シラバス」による事前確認をした上で、授業時に科目担当教員から説明を受けてください。

成績評価基準

学業成績の判定は、S・A・B・C・D・E・P・N をもって表します。

	素点	評価	係数	基準	GPA 計算
合格	100 ～ 90 点	S	4	総合到達目標に対して極めて優秀な成果を収めた科目	対象
	89 ～ 80 点	A	3	総合到達目標に対して優秀な成果を収めた科目	
	79 ～ 70 点	B	2	総合到達目標に対して十分な成果を収めた科目	
	69 ～ 60 点	C	1	総合到達目標に対して最低限の成果を収めた科目	
不合格	0 ～ 59 点	D	0	総合到達目標に達しなかった科目	対象
	—	E	0	成績評価を判定するに十分な指標を示せなかった科目	
	—	P	—	履修中止手続をとった科目	対象外
	—	N	—	認定された科目	

GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度

GPA は、授業ごとの成績を判定基準に従い評価し、各成績評価段階に係数（Grade Point）を付与して、1 単位当たりの平均値（Grade Point Average）を算出する方法です。

GPA により、自分の学修の実績を把握することができます。また、GPA は奨学生の選抜等の判定材料になります。近年は企業の採用にも GPA を用いる傾向にあります。大学院博士後期課程への進学あるいは海外大学院への留学の際にも、出願資格や可否判定に用いられるのが一般的です。したがって科目履修に当たっては GPA を考慮し、学修計画を立てる必要があります。

GPA の計算式

- GPA は、少数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示します。
- 不合格と判定された科目（D 及び E 評価）を次年度以降再履修した場合、累積 GPA 算出には最新の成績評価を利用します。
- 「成績表」の GPA は、年度ごとの数値及び在籍期間中累積の平均値が記載されます。
- 成績証明書の GPA は、在籍期間中累積の平均値が記載されます。

$$\frac{(4 \times S \text{ の修得単位数}) + (3 \times A \text{ の修得単位数}) + (2 \times B \text{ の修得単位数}) + (1 \times C \text{ の修得単位数})}{\text{総履修単位数 } (S + A + B + C + D + E)}$$

※分母にはP（履修中止科目）、N（認定科目）は含みません。

定期試験

定期試験を実施する場合は、以下のとおりになります。

種類	実施期間	対象科目
前学期末試験	7月下旬～8月上旬	前学期科目（4月～7月を授業期間とする科目）が対象
後学期末試験	1月下旬～2月上旬	後学期科目（9月～翌1月を授業期間とする科目）が対象

追試験

追試験は、病気などやむを得ない理由のために定期試験を受験できなかった学生に対して行われます。追試験の申し込みは、定められた期間内に「試験欠席届」（所定用紙）に欠席の理由を証明する書類を添えて、教学サポート課窓口へ提出してください。

前学期末試験の追試験は原則として9月中旬に、後学期末試験の追試験は2月中旬にそれぞれ実施されます。追試験の申し込みは、次のいずれかに該当する場合に受け付けます。

- 病気、交通事故等で通院又は入院を必要とした場合
- 親族の死亡により葬儀に参列した場合
- 公共交通機関の事故等による場合
- その他のやむを得ない事由による場合

ただし、受験の可否は「試験欠席届」と欠席の事由を証明する書類に基づき、審査します。

定期試験受験上の注意

- 履修登録した科目のみ受験ができます。
- 受験する授業科目については、事前に周知される試験時間割により試験室を確認してください。
- 学生証を、机上の通路側の見やすい位置に写真を表にして提示してください。学生証を忘れた場合は、事前に教学サポート課窓口で所定の手続きをしてください。
- 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- 試験開始後20分以上遅刻したものは、受験することができません。途中退場は、試験開始30分後から認めます。なお、答案用紙は退室時に必ず提出してください。
- 答案用紙には、研究科、学年、氏名、学生番号、試験科目及び担当教員名をはっきりと記入してください。記入のない場合は、無効答案として扱われることがあります。
- 不正行為を行った者は、その試験期間中の試験は全て無効となり、学則により、退学・停学・受験停止などの処分を受ける場合があります。
- 携帯電話・モバイルツールの使用は認めません。使用した場合は不正行為とみなされます。

研究指導の主要な流れ

【博士前期課程】

研究指導

研究指導の方法については、入学時に師事する指導教員の「危機管理学研究演習Ⅰ～Ⅳ」の履修を中核とする個別指導に加え、集団指導体制の要素を加えるものとします。具体的には、初年次末に研究テーマについての中間報告会、及び修了年次末に修士論文報告会に参加し、指導教員の平常的な指導に付加して研究科に所属する教員から多面的なアドバイスを受け、修士論文の作成及び将来の研究への示唆を得るものとします。

【用語の定義】

指導教員＝主として学生を指導する

大学院危機管理学研究科合教員（マル合教員）＝研究指導教員

合教員＝研究指導補助教員

行事・手続の流れ

※日程は変更の場合があります

<博士前期1年>

4月1日

新入生ガイダンス



4月上旬

指導教員決定

希望する指導教員と面談を行い、双方の合意のもと指導教員を決定する。



5月下旬

「研究計画書」第一次提出

研究の要領を取りまとめ、指導教員の承認を得た上で教学サポート課に提出する。



3月中旬

修士論文（中間）発表会

研究の状況又は成果を都度取りまとめ、指導教員の承認を得た上で途中経過を報告する。
参加者からの質問や指摘をもとに、研究の問題点等を確認するとともにその改善策を検討する。



<博士前期2年>

4月上旬

ガイダンス



5月下旬

「研究計画書」（第二次）提出

研究の要領を取りまとめ、指導教員の承認を得た上で教学サポート課に提出する。

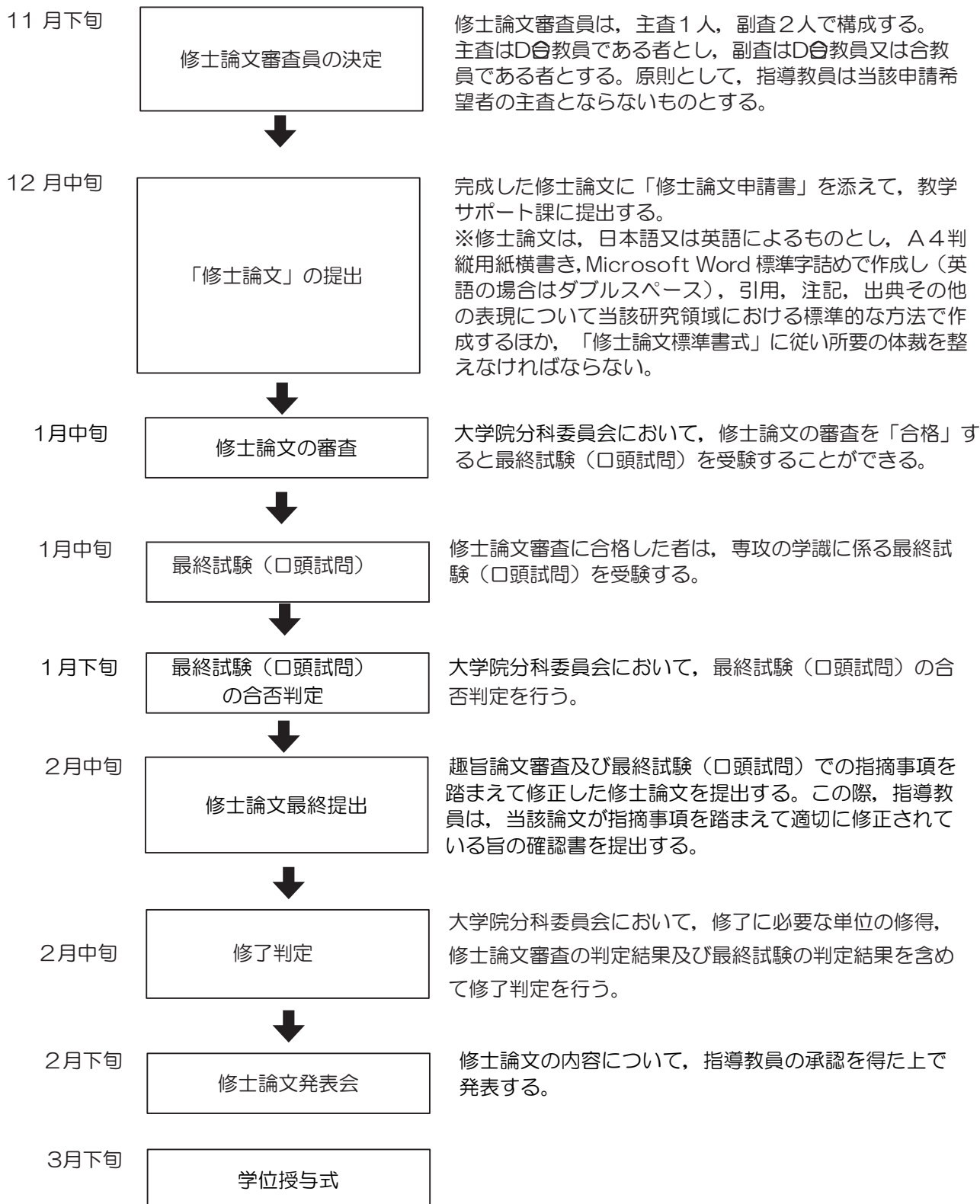


10月下旬

「修士論文論題届」の提出

指導教員の承認を受けた上、教学サポート課に提出する。
※一度提出した論題は原則変更できないが、指導教員がやむを得ないと認めた場合に限り、11月中旬までに「修士論文論題変更届」を教学サポート課に提出することで変更を届け出ることができる。





1 学位について

本研究科博士前期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および最終試験に合格した者に対して、「修士（危機管理学）」の学位が授与されます。

2 評価項目

① 研究課題の適切性

研究目的が明確であり、課題設定が適切に行われていること。先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが説得力を有していること。

② 情報収集の適切性

研究課題に関する先行研究についての十分な調査のうえに、立論に必要なデータや資料等の収集が適切に行われていること。

③ 研究方法の適切性

研究目的を達成するためにとられた方法が、研究課題の特性に適合し、データ、資料等の処理・分析・解釈の要素を含めて、適切かつ主体的に行われていること。

④ 論旨の妥当性

論文の構成、論旨の進め方が一貫しており、課題に対応した明確な結論が提示されていること。

⑤ 論文作成能力

論文全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・図版等に関しても体裁が整っていること。注記や引用が研究課題に関連する学問分野の慣例を踏まえて、適切に行われていること。

3 評価基準

学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、専攻の学識に係る最終試験及び修士論文に係る口頭試問で合格と判定されること。

4 修士論文審査員

大学院分科委員会で決定した主査1名及び副査2名の計3名をもって構成する。

5 最終試験及び口頭試問

2年次の1月中旬に専攻の学識に係る最終試験及び修士論文に係る口頭試験を行う。可否の最終決定は大学院分科委員会で行う。

研究指導

研究指導の方法については、入学時に師事する指導教授の「研究指導Ⅰ～Ⅲ」の履修を中核とする個別指導に加え、集団指導体制の要素を加えるものとします。具体的には、初年次末に研究テーマについての中間報告会、及び修了年次末に博士論文報告会に参加し、指導教授の平常的な指導に付加して研究科に所属する教員から多面的なアドバイスを受け、博士論文の作成及び将来の研究への示唆を得るものとします。

博士論文作成までの流れ ※日程は変更する場合があります

<博士後期1年>

4月1日

新入生ガイダンス



4月上旬

指導教員決定

希望する指導教員との面談を行い、双方の合意のもと指導教員を決定する。



5月下旬

「研究計画書」第一次提出

研究の要領を取りまとめ、指導教員の承認を得た上で教学サポート課に提出する。



3月中旬

学位論文（中間）発表会

研究の状況又は成果を都度取りまとめ、指導教員の承認を得た上で途中経過を報告する。
参加者からの質問や指摘をもとに、研究の問題点などを確認するとともにその改善策を考える。



<博士後期2年>

4月上旬

ガイダンス



5月下旬

「研究計画書」第二次提出

3月の発表会の改善策を含めて研究の要領を取りまとめ、研究指導教員の承認を得た上で教学サポート課に提出する。



3月中旬

学位論文（中間）発表会

研究の状況又は成果を都度取りまとめ、指導教員の承認を得た上で途中経過を報告する。
参加者からの質問や指摘をもとに、研究の問題点などを確認するとともにその改善策を考える。
※この時点で要件となる基礎論文を含め、博士論文提出資格確認を行う場合がある。



<博士後期3年>

4月上旬

ガイダンス



5月下旬

「研究計画書」第三次提出



10月上旬

「博士論文論題届」の提出



10月中旬

博士論文審査員の決定



10月下旬

「博士論文」の提出



1月上旬

博士論文審査



1月中旬

最終試験（口頭試問）



1月下旬

最終試験（口頭試問）の
合否判定



2月中旬

博士論文最終提出



2月中旬

修了判定



2月下旬

博士論文発表会



3月下旬

学位授与式

3月の発表会の改善策を含めて研究の要領を取りまとめ、研究指導教員の承認を得た上で教学サポート課に提出する。

指導教員の承認を受けた上、教学サポート課に提出する。
※一度提出した論題は原則変更できないが、指導教員がやむを得ないと認めた場合に限り、10月下旬までに「博士論文論題変更届」を教学サポート課に提出することで変更を届け出ることができる。

博士論文審査員は、主査1人、副査2人で構成する。主査はD₁教員である者とし、副査はD₁教員又は合教員である者とする。原則として、指導教授は当該申請希望者の主査とならないものとする。

完成した博士論文に「博士論文申請書」を添えて、教学サポート課に提出する。

※博士論文は、日本語又は英語によるものとし、A4判縦用紙横書き、Microsoft Word 標準字詰めで作成し（英語の場合はダブルスペース）、引用、注記、出典その他の表現について当該研究領域における標準的な方法で作成するほか、「博士論文標準書式」に従い所要の体裁を整えなければならない。

大学院分科委員会において、博士論文の審査を「合格」とすると最終試験（口頭試問）を受験することができる。

博士論文の審査を合格した者は、専攻の学識に係る最終試験（博士論文に係る口頭試問）を受験しなければならない。

大学院分科委員会において、最終試験（口頭試問）の合否判定を行う。

博士論文審査及び最終試験（口頭試問）での指摘事項を踏まえて修正した博士論文を提出する。この際、指導教員は、当該論文が指摘事項を踏まえて適切に修正されている旨の確認書を提出する。

大学院分科委員会において、博士論文の審査及び口頭試問の判定結果、最終提出博士論文の内容により博士論文の合否判定を行う。

最終成果を報告する。

1 学位について

本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格した者に対して、「博士（危機管理学）」の学位が授与されます。

2 評価項目

① 研究課題の適切性

研究目的が明確であり、課題設定が適切に行われていること。先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが説得力を有していること。

② 情報収集の適切性

研究課題に関する先行研究についての十分な調査のうえに、立論に必要なデータや資料等の収集が適切に行われていること。

③ 研究方法の適切性

研究目的を達成するためにとられた方法が、研究課題の特性に適合し、データ、資料等の処理・分析・解釈の要素を含めて、適切かつ主体的に行われていること。

④ 論旨の妥当性

論文の構成、論旨の進め方が一貫しており、課題に対応した明確な結論が提示されていること。

⑤ 論文作成能力

論文全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・図版等に関しても体裁が整っていること。注記や引用が研究課題に関連する学問分野の慣例を踏まえて、適切に行われていること。

3 評価基準

学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、専攻の学識に係る最終試験及び博士論文に係る口頭試問で合格と判定されること。

4 博士論文審査員

大学院分科委員会で決定した主査1名及び副査2名の計3名をもって構成する。

5 最終試験及び口頭試問

3年次の1月中旬に専攻の学識に係る最終試験及び博士論文に係る口頭試験を行う。可否の最終決定は大学院分科委員会で行う。

研究支援

大学院生が、学会において研究報告（口頭発表又はポスター発表）を行う場合、補助金が支給される場合があります。詳細は教学サポート課までお問い合わせください。

奨学金制度

大学院生を対象とした本学独自の奨学金制度は次のとおりです。また、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体奨学金等も受給可能です。詳細については教学サポート課までお問い合わせください。

なお、制度については、見直しが行われることがあります。

日本大学の奨学金制度

- ・日本大学古田奨学金
本学の興隆発展に寄与された故古田重二良先生の功績を顕彰して設置され、大学院学生を対象として、学業及び人物ともに優秀で、健康な者に給付します。
給付金額 年額 20 万円、採用者数 若干名、募集時期 5月頃、給付時期 6月頃
- ・日本大学ロバート・F・ケネディ奨学金
故ロバート・F・ケネディ米国司法長官が寄付した基金をもとに設置され、大学院生を対象として、学業及び人物ともに優秀で、健康な者に給付します。
給付金額 年額 20 万円、採用者数 若干名、募集時期 5月頃、給付時期 6月頃
- ・日本大学創立 100 周年記念 外国人留学生奨学金
外国人留学生を対象とした制度で、大学院・学部・短期大学部に在学し、学業成績・人物が優秀で健康であり、特待生ほか本学の奨学金を受けていないことが条件です。ただし、国費外国人留学生・外国政府派遣留学生は対象としません。
給付金額 授業料相当額の半額（詳細は教学サポート課までお問合せください）

日本大学大学院危機管理学研究科特別奨学金

入試の成績が優秀かつ、人物が優れている者に給付します。（詳細は教学サポート課までお問合せください）

ティーチング・アシスタント（TA）制度について

目的

TA 制度は、大学教育の充実及び教育の質保証、自学自修支援並びに授業の円滑な運営に資することで、学生への教育サービス向上を目的として設定されています。

また、TA として従事する学生自身へ教育訓練の場を提供することや、学生の経済的支援も目的としています。

業務、資格等については、「三軒茶屋キャンパスティーチング・アシスタントに関する内規」及び「三軒茶屋キャンパスティーチング・アシスタントの業務及び指導・管理基準」にそれぞれ定められており、これらに沿って運用されております。

資格と採用期間

・資格

原則として三軒茶屋キャンパス在学中の大学院生で、次の条件を備えている方に資格があります。

- 1) 学業成績が優秀で人物が優れていること。
- 2) 担当科目に対する専門的知識を有し、学生の教育指導・支援に熱意があること。
- 3) TA に必要な技能に関する審査に合格し、事前講習を受けた学生であること。

・採用期間

採用期間は、大学院博士前期課程又は博士後期課程の最低修業年限（博士前期2年間、博士後期3年間）とし、半期又は通年の開講期間において採用します。なお、採用は各学期ごとに実施いたします。

職務、勤務時間及び給与等

・職務

TA の職務はあくまで教育補助です。授業の内容・方法等を決定し、成績評価も含めて責任を負うのは担当教員になります。TA の職務権限の範囲を超えないよう、担当教員からの具体的な指示に従い業務を遂行することが求められます。

・勤務時間

TA の業務が教育研究等に役立つからといって、TA 業務に従事し過ぎて大学院学生の本分である学業が疎かになってしまっては意味がありません。そのため、過重労働を避けるため、1 講座当たり2時間（事前事後 30 分を含む）、月 10 時間を目安とし、年間 120 時間以内とします。

・給与等

TA の手当として、1 講座（実働2時間）につき 3,000 円を支給します。ただし、授業外における業務の場合は、時間給 1,200 円を支給します。その他、給与等の詳細については、雇用契約書を取り交わす際にお知らせします。

その他

- ・TA として勤務する場合、あらかじめ指定された研修を受講する必要があります（研修の実施方法等は、別途教学サポート課から連絡予定）。
- ・自分が登録している科目のティーチング・アシスタント等になることはできません。

より詳細な内容については、教学サポート課にご確認ください。

学生生活

三軒茶屋キャンパス住所

〒 154-8513

東京都世田谷区下馬 3-34-1

アクセス

東急東横線「祐天寺」駅から東急バスで 10 分

東急田園都市線・世田谷線「三軒茶屋」駅下車徒歩 10 分

事務局

- ・ 教学サポート課
 - 1) 授業・試験・成績・就職に関すること
 - 2) 学生生活に関すること
 - 3) 奨学金に関すること
 - 4) 入試に関すること
 - 5) 図書に関すること
- ・ 管理マネジメント課
 - 1) 学費に関すること
 - 2) 後援会に関すること
 - 3) 校友会に関すること

事務局連絡先

Tel. 03-6453-1600（教学サポート課） 03-6453-1700（管理マネジメント課）

Fax.03-6453-1630

学籍・学生証・授業料等について

皆さんが日本大学に入学すると同時に本研究科に「学籍」が発生します。学籍には、危機管理学研究科に入学してから修了までの履歴や成績など、在学中の重要な情報が保存され、修了後も大切に保管されます。在学中だけでなく、修了後の証明書の発行等はこの情報を基に作成されます。

・ 学生証（学生証裏面シール）

学生証は、皆さんが日本大学の学生として本学に在学していることを証明するもので、表面の個人を特定する情報が記載されたカードと学生証裏面シールとで構成されています。学生証の個人を特定する情報が記載されたカードは、入学時に交付されたものを修了まで使用します。ただし、学生証裏面シールは各年度のはじめ、あるいは通学経路が変わった場合に貼りかえる必要があります。

また、学生証裏面シールは通学証明をするものです。在籍を証明するものではありません。教学サポート課の「経路確認」印がないものは通学証明に使用できません。通学経路は自宅の最寄り駅から三軒茶屋キャンパスの最寄り駅区間（三軒茶屋駅、祐天寺駅、学芸大学駅）であって、「最速」「最短」「最安」ルート of いずれかのみ申請できます。年度途中の通学経路の変更は原則、認められません。

- 1) 学生証は、校舎への入構、授業の出席管理、定期試験の受験、通学定期の購入などの際に必要なものですので、常に携帯してください。
- 2) 学生証を紛失あるいは破損した際には、速やかに教学サポート課に申し出て、その指示に従って再発行等の手続きを行ってください。
- 3) 紛失した学生証が見つかった場合には、速やかに教学サポート課に申し出てください。
- 4) 修了や退学などの際には、学生証を大学に返還してください。

・休学と復学

病気その他やむを得ない事由のため、引き続き3か月以上修学できない状態の者は、研究科指定の「休学願」にその事実を証明する書類を添え、保証人連署で教学サポート課を通じて、研究科長に願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができます。

- 1) 入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は休学を認めることもあります。
- 2) 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年数の半数を超えることはできません。
- 3) 休学期間は在学年数に算入されますが、修業年数には算入されません。
- 4) 休学中の学費の徴収は次のとおりです。

願出期日と休学期間	学費等の取扱い
5月31日までにその学年の休学を願い出た場合	前学期及び後学期の授業料、前学期及び後学期の施設設備資金、日本大学校友会準会員の年会費は徴収しません。 ただし、前学期及び後学期の休学在籍料としてそれぞれ6万円を徴収します。
6月1日から11月30日までの間に、その学年の休学を願い出た場合	後学期の施設設備資金、日本大学校友会準会員の年会費は徴収しません。 ただし、後学期の休学在籍料として6万円を徴収します。
5月31日までに前学期の休学を願い出た場合	前学期の授業料、前学期の施設設備資金、日本大学校友会準会員の年会費は徴収しません。 ただし、前学期の休学在籍料として6万円を徴収します。
11月30日までに後学期の休学を願い出た場合	後学期の授業料、後学期の施設設備資金、日本大学校友会準会員の年会費は徴収しません。 ただし、後学期の休学在籍料として6万円を徴収します。

5) 休学者が再び通学する場合には、研究科指定の「復学願」を保証人連署で教学サポート課を通じて研究科長に願い出て、その許可を得て復学することができます。復学は学期の始めとなります。

6) 「休学願」「復学願」は教学サポート課で用意しています。

・退学と除籍

病気その他やむを得ない事由のため、あるいは学費等の未納や欠席が長期にわたる場合は退学あるいは除籍になります。

- 1) 病気その他やむを得ない事由のため、自らの意志で退学しようとする者は、研究科指定の「退学願」に学生証とその事実を証明する書類を添え、保証人連署で教学サポート課を通じて研究科長に願い出て、その許可を得て退学することができます。
- 2) 故なくして3か月以上学費の納付を怠った者、あるいは故なくして欠席が長期にわたる者を、大学は本人の意志にかかわらず除籍とすることがあります。

・学費

当研究科では、学費・諸会費の納入は口座振替となります。前学期の振替は4月27日、後学期の振替は9月27日を予定しております。

口座振替予定日 前学期分 4月27日

後学期分 9月27日

※振替予定日が金融機関休業日の場合、

振替日は翌営業日になります。

※振替予定日は年度によって変更となる場合があります。

※期限までに納入が困難な者は、納入期限までに管理マネジメント課（03-6453-1700）に申し出てください。

- 証明書発行手数料

就職活動、留学、その他の目的で各種の証明書が求められる場合があります。本学所定の証明書としては以下のものがあります。

各種証明書発行については、1号館1階事務室の証明書自動発行機で発行できます。

種類		摘要	金額
証明書	在学証明書	1 通	100 円
	成績証明書	1 通	200 円
	修了証明書	1 通	200 円
	修了見込証明書	1 通	100 円
	健康診断証明書	1 通	100 円
	英文証明書	1 通	200 円
	学生証再発行	1 回	1,000 円

- 学割証

「学校学生生徒旅客運賃割引証」通称「学割証」は、JR 線を利用して片道 100km を超える区間を利用する場合に運賃が 2 割引になる割引証です。発行方法は、証明書自動発行機で、1 人につき 1 回 2 枚まで発行できます。

なお、年間の上限 10 枚を超えて申し込む場合は、教学サポート課窓口に出してください。

- 拾得物及び忘れ物の保管

大学構内での忘れ物や、落し物を拾得した場合は、教学サポート課まで届け出てください。届けられた物品は教学サポート課にて原則 3 か月間保管しています。

- 保健室

保健室は 1 号館 1 階東側エレベーター前にあります。看護師が常駐し、随時健康相談・保健指導を行っています。開室日時に変更がある場合（夏季休暇期間等）は、保健室前の掲示板にて連絡します。

また、学校医が毎週来校し、必要に応じて受診勧奨や紹介状の発行、精密検査の案内を行っています。学校医への健康相談を希望する場合は、事前に保健室に相談してください。

（保健室開室日時）

月曜日～金曜日 9 時 00 分～ 17 時 00 分

土 曜 日 9 時 00 分～ 12 時 00 分（隔週）

（学校医来校日）

毎週月曜日（午前中のみ）、水曜日、木曜日

※詳細な日時は事前に保健室に相談してください。

- 大学院生室

5 階の大学院生室は、大学院生のみ利用できる自習エリアです。勉強等により使用した私物は、必ず大学院生室内のロッカーに収納してください。

- 地下 2 階ロッカー

地下 2 階の更衣室のロッカーはフリーエリアのロッカーのみ利用できます。ロッカーは 1 日限りの利用とし、日をまたいでの利用はできませんので注意してください。日をまたいで利用していた場合、大学で中身を確認し、撤去・処分します。

ハラスメントについて

・セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反した性的な言動を行うことにより、不快感や屈辱感を抱かせ、就学上又は就業上の環境を不快にさせることや、性的な要求をし、その対応により、不利益若しくは利益を与えること、又はそのようなことを示唆することです。

- 1) 性的な関心、欲求に基づく言動
- 2) 性別による差別意識等に基づく言動

・アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、優越的な地位にある者が行う不適切で不当な言動・指導・待遇により相手方の勉学や研究意欲・研究活動を害することをいいます。つまり、教育や研究の場で見受けられる権力を利用した嫌がらせのことです。

- 1) 指導の際、学生の能力や人格を否定するような発言を繰り返す。
- 2) 指導を求めても、理由なく指導をしようとしめない。
- 3) 長時間にわたって威圧的な説教をする。
- 4) 学生に、教育・研究と無関係な雑用や私用を強要する。

・アルコール・ハラスメント

飲酒にまつわる人権侵害です。

- 1) 飲酒の強要
- 2) 一気飲ませ（一気飲み、早飲み競争、罰ゲーム等）
- 3) 意図的な酔いつぶし（酔いつぶすことを意図として飲み会をする）
- 4) 飲めない人への配慮を欠くこと（体質や意向を無視して飲酒をすすめる、飲めないことをからかったり、侮辱する）
- 5) 酔った上での迷惑行為（暴言・暴力、ひんしゅく行為、セクハラ等）

ハラスメントを受けたときの対応

ハラスメントの被害にあった場合、あるいは身近でハラスメントが起きた場合は、被害の継続と拡大を防ぎ、早急に被害を回復することが必要です。そのためには以下のような対応が望まれます。

- 1) 自分が不快だと感じた場合には、まず、その行為が不快である、すぐに止めてもらいたいとはっきり相手に伝えましょう。
- 2) 実際に身近でハラスメントを見聞きした場合には、学生支援室あるいは教学サポート課に相談しましょう。
- 3) 友人や後輩から相談を受けた場合は、被害の継続を差し止め、その拡大を防ぐために、被害を受けた人の立場に立って解決に向けて協力しましょう。
- 4) 相手の行為はあなたの責任ではありません。自分を責めたり一人で悩んだりせず、早めに相談しましょう。

相談窓口については、学外に設置されている人権相談オフィスがあります。

人権相談オフィス

人権相談オフィスは、相談を受け付ける機関及び相談者との面談を行う場所として次のとおり大学が設置しています。

【受付窓口】

受付窓口は、学外と学内に常設されています。どちらに連絡するかを相談者が選択できます。以下のどちらかの窓口にご連絡ください。

（学外窓口：法律事務所）

虎門中央法律事務所内 日本大学人権相談学外窓口担当弁護士

tel.03-3591-3793 e-mail nu-gakugai-jinken@torachu.com

※ 電話による受付については、受付時間帯に直に対応出来ない場合があることをご了承ください。

※ 学外窓口は、弁護士による法律相談を実施するものではありません。

（学内窓口：コンプライアンス事務局）

tel.03-3221-2562 e-mail jinken@nihon-u.ac.jp

受付時間・相談の流れなど詳しくは以下のホームページよりご確認ください。

日本大学 人権相談

検索



学生支援室

学生支援室は1号館1階（保健室隣）にあります。臨床心理士によるカウンセリングは、毎週月曜・火曜・水曜・金曜日です。

（開室時間）月曜・火曜・水曜・金曜日 10時30分～16時30分

（受付電話番号）080-7693-8188（学生支援窓口直通）

日本大学本部学生支援センター

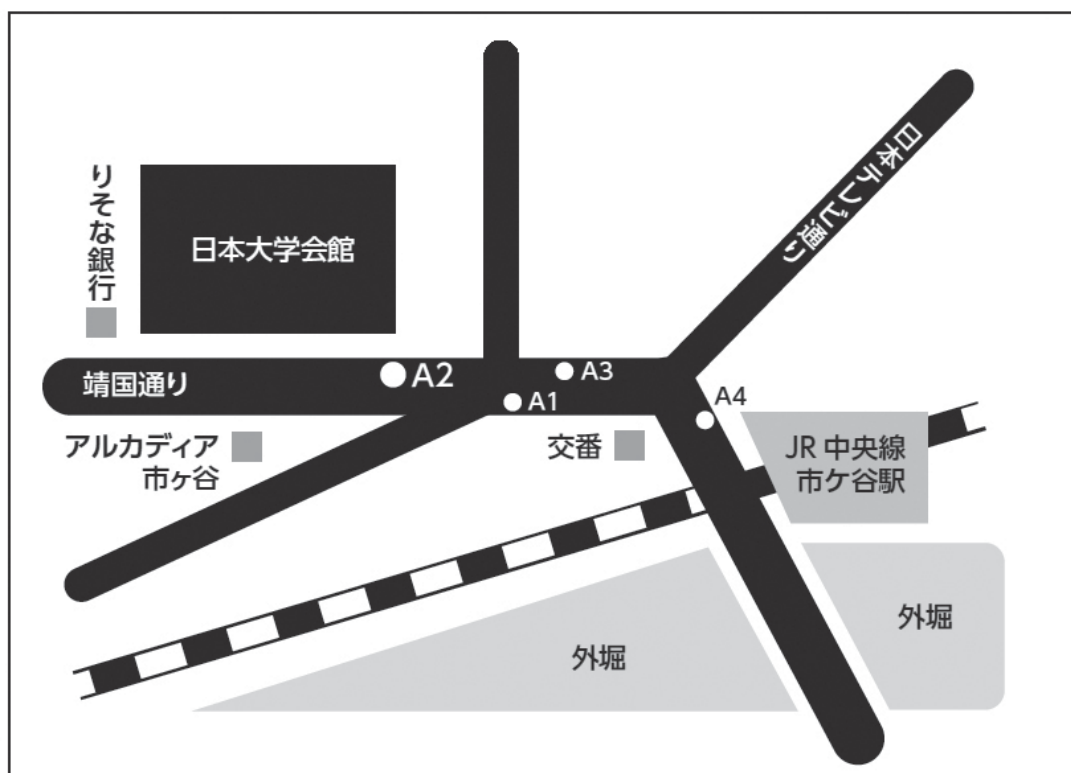
研究科の他に日本大学学生支援センターでも相談やカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングを受けることができます。また、障がい等のある学生が他の学生と等しい条件のもと学生生活が送れるように様々な支援を行っています。詳細は以下のほか、ホームページURLや2次元コードでも御確認ください。直接来室もしくは下記電話番号にて予約

tel. 03-5275-8238（相談専用ダイヤル）

（開室時間）月曜～土曜日 10時00分～17時00分

※休日及び祝日、創立記念日、夏季一斉休暇、年末年始は閉室します。

日本大学本部学生支援センター案内図



学生支援センターホームページ URL 及び
2次元コード

(https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling_center/)



障がい学生支援（特別配慮支援）の URL 及び
2次元コード

(https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/disability_support/student_support/)



自転車通学の手続き

三軒茶屋キャンパスは市街地にあり、駐輪台数も限られているため、原則として公共交通機関の利用による通学を推奨しています。やむを得ない事情により自転車通学を希望する場合は、期限内に駐輪許可に必要な書類を教学サポート課へ提出して、許可を受けなければなりません。駐輪台数に限りがあるので、申請台数に応じて抽選を行うことがあります。自転車通学の手続きに必要な条件は以下の通りです。

- 1) 対人・対物事故に対応した個人賠償責任保険に加入していること。
- 2) 防犯登録（防犯登録番号の確認）をしていること。
- 3) 自宅が三軒茶屋キャンパスから 1.5km 以上 6km 以内（直線距離）であること。
- 4) 通学定期券を購入していないこと。

駐輪場使用許可の手続き等についての詳細は教学サポート課へ問い合わせてください。また、駐輪場使用者には、三軒茶屋キャンパスオリジナルシールを配布します。シールを貼っていない自転車については、駐輪場の使用を認めません。

自動車、バイクの通学禁止

三軒茶屋キャンパスは市街地にあり、自動車及びバイクでの通学は、車両事故、騒音妨害、道路混雑などの原因となり地域住民への多大な迷惑となるので禁止とします。

盗難防止

貴重品等、自分の所持品を教室などの施設内に放置したままにしないよう気をつけてください。特に財布や携帯電話などは常に身に付ける習慣をつけ、盗難や置き引きの被害に遭わないよう、自分の所持品に対する管理には、十分注意してください。

学内禁煙と三軒茶屋周辺環境美化

健康増進法（受動喫煙の防止）や世田谷区の条例の施行に伴い、三軒茶屋キャンパス校舎内を、全館禁煙としています。三軒茶屋キャンパスに通う学生としてマナーやルールを遵守してください。また、校舎周辺で、路上喫煙・違法駐車、駐輪等を行った場合、罰則が適用されます。こうしたトラブルを起こさないよう注意するとともに、地域住民と共に区の環境美化に努めるよう心掛けてください。

薬物（大麻・覚せい剤・麻薬等）犯罪防止

学生の薬物、特に大麻所持や栽培、売買などによる逮捕者が増加しています。日本大学では「違法薬物追放宣言」を出して違法薬物の入手、所持、使用や、譲渡、販売、製造について一切認めておりません。危険ドラッグ・覚せい剤など薬物の誘惑は、みなさんの身近に潜んでいます。薬物を拒否する強い意志を持つ学生として生活を送ってください。トラブルに巻き込まれ困った状況になる前に、ひとりで悩まず、教学サポート課に相談してください。

その他の注意事項

学内において、授業・研究及び業務の妨害となるデモ行為等は厳禁とします。

- 1) 凶器、危険物に類する物品は、学内持ち込み厳禁とします。
- 2) 大学の建物、机、椅子その他一切の備品、器具の保全に心掛けてください。これらを破壊・汚損したときは、補修費の弁済を求めることがあります。
- 3) 原則として、事前に届出のない印刷物（ビラ）等の配布・掲示は禁止します。
- 4) 学内に宿泊することはできません。
- 5) 宗教活動やキャッチセールス等の勧誘行為は一切禁止します。

図書館の利用

図書館は、大学の使命である教育・研究活動を支える拠点です。図書館には、学修に必要な国内外の図書、雑誌などが体系的に収集・保管されています。また、電子ジャーナルなどのデータベースからの資料検索もできます。三軒茶屋キャンパスの図書館には、大学院危機管理学研究科と大学院スポーツ科学研究科の専門分野の学術書を中心に所蔵しています。

図書館には、閲覧室の他、グループスタディールームもありますので、演習やゼミナールでの共同作業などでも利用してください。

貸出冊数と期間

図書については、1度の利用につき貸出冊数は20冊、期間は2か月です。貸出期間の延長は1回のみ可能です。ただし、貸出時点で返却をしていない図書がある場合は、貸出冊数から未返却分を差し引いた冊数のみ借りることができます。製本雑誌、未製本雑誌、AV資料は閲覧のみ認めます。

なお、返却を延滞した場合は、罰則として延滞日数と同日数の期間（最長60日）で貸出しを禁止します。

開館時間

- 通常授業期間中

月曜日～金曜日 9時00分～19時00分

土曜日 9時00分～14時30分

- 休暇期間中

長期休暇期間中の開館時間は、ポータルサイト及びホームページ等でお知らせします。

休館日

日曜日、祝日（授業実施日を除く）、創立記念日（10月4日）、その他大学が定めた日となります。

相互利用サービス

当館で所蔵していない資料が、本学他学部や他機関（他大学・国立国会図書館等）に所蔵されている場合、以下の方法が利用可能となります。以下以外にも様々な活用方法があります。

詳しくは図書館カウンターにて御相談ください。

- 資料の取り寄せ、文献複写、現物貸借

大地震時行動マニュアル

震度 5 弱以上の地震発生時には、このマニュアルを参考にして行動してください。

震度 5 弱の地震では、大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じます。

棚にある食器類や本が落ちることがあります。

固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがあります。

1. 地震発生 大きな揺れは 1 分程度

☆まず、身を守る

- 窓や棚のような、ガラスが割れたり中の物が飛び出しそうな物から離れる。
 - 机の下にもぐったり、バッグで頭を覆うなどして、落下物から頭と手足を守る。
 - 余裕があれば、ドアを開け出口の確保をする。
 - 落下物のない場所にいる場合には、その場に座り込んで揺れが収まるのを待つ。
- ※あわてて建物の外に出るのはかえって危険です。

2. 揺れがおさまったら

☆ 1 ～ 3 分後

- 非常脱出口の確保をする（ドアの開放）。
- すばやく火の始末をする。火が出たら、落ち着いて初期消火をする。
- ブレーカーを落とす。プラグを抜く。
- 周囲の安全確認をする。倒れた物の下敷きになっている人がいないか確認する。
- エレベーターに乗っていた場合は、全階の停止ボタンを押す。

☆ 3 ～ 5 分後

- 余震に注意しながら、その場で待機する。学内では全館放送あるいは教職員による地震情報及び避難の安否について確認する。

3. 避難のしかた（学内の場合）

☆建物の状況により、避難指示は館内放送あるいは教職員が行います。

- あわてず、騒がず、落ち着いて指示に従う。
- エレベーターは使用禁止です（炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する）。
- エレベーターに閉じ込められても自力での脱出は危険です。ドアが開くまで待機する。
- 落下物・ブロック塀・自動販売機など倒れそうな機器などに注意する。
- ガラスなどの破片や頭上からの落下物にも注意することが必要です。

4. 落ち着いたら① 家族との安否確認

☆ NTT の災害伝言ダイヤル（171）

●録音する

171-1-（市外局番から被災地の方は自宅の番号、被災地以外の方は被災地の方の番号）

-1#- 録音する -9#

●再生する

171-2- 市外局番から（市外局番から被災地の方は自宅の番号、被災地以外の方は被災地の方の番号）

-1#- 再生する -9# ※録音時間は 30 秒です。

5. 落ち着いたら② 帰宅するのか、大学に残るのか

☆歩いて帰れる目安は 20km

- 鉄道・道路・火災発生の状況について大学が情報の提供をします。
- 帰宅するのも、二次災害に遭わないよう時差をつけて混雑を避けることも必要です。
- 帰宅する前に、大学に届けを出してください。
- ルート情報を収集して、同じ方向に向かう人を探すなどをしてから行動します。

6. 落ち着いたら③ 大学からの安否確認

☆ポータルサイトによる安否確認

- ポータルサイトに登録されているメールアドレスに大学から安否確認のメールが送信されるので、確認後、速やかに大学へ返信してください。

☆授業の再開等

- 授業の再開等の情報は、ポータルサイトに登録されているメールアドレスに送信されるとともに、ホームページにも情報がアップされます。

日本大学学則（抜粋）

学年・学期及び休業日

第 13 条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日に終わる。

第 14 条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。
前学期 4月1日から9月 30 日まで

後学期 10月1日から3月 31 日まで

第 15 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 本学創立記念日（10月4日）
- ④ 春季休業3月 11 日から3月 31 日まで
- ⑤ 夏季休業7月 11 日から9月 10 日まで
- ⑥ 冬季休業 12月 21 日から翌年1月 10 日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

入学・在学・休学・復学・留学・退学及び除籍

第 16 条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第 20 条 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

2 在学年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

第 25 条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。

3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

7 休学期間は、在学年数に算入する。

第 27 条 留学とは、本大学が教育上有益と認めたときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第 28 条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続により、次のものがある。

① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの

③ 第 30 条に基づく除籍によるもの

④ 第 76 条及び第 77 条に基づく懲戒によるもの

2 第 36 条に基づく年度の GPA が 1.50 未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第 30 条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

① 故なくして学費の納付を怠った者

② 故なくして欠席が長期にわたる者

③ 在学年限を超えた者

履修規定

第 32 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

- ① 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第 32 条の 2 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 34 条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

- ① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。
- ② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。
- ③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることができなかった者のために行う試験のことをいう。
- ④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学部において必要と認めたときに限り、これを行う。

第 35 条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

学費及び貸給費

第 40 条 授業料その他所定の学費は、別表 2 の定めるところにより納付するものとする。

2 編入学・再入学・転部・転科及び転籍の学費の取扱いについては、別に定める。

3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第 41 条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第 42 条 証明手数料等については別表 3 の定めるところにより納付するものとする。第 43 条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第 44 条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第 45 条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別に定める。

賞罰

第 75 条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第 76 条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第 77 条 懲戒は、退学・停学及び訓告の 3 種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。
- 4 訓告とは、文書で戒めることをいう。
- 5 懲戒の手續に関する規定は、別に定める。

第3章 大学院

総 則

第 105 条 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

6 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

10 博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱う。医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科 及び薬学研究科の博士課程については前期及び後期の区分をしない。

12 第6項、第7項、第9項及び第11項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて第106条第14項に規定する在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

13 第117条第6項の規定により、本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を得た後に、修得した単位に限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により、本大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該学生の在学期間を短縮することができる。ただし、当該課程の在学期間を1年未満に短縮することはできないものとする。

第 106 条 修士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に修士論文の審査（芸術学研究科、理工学研究科建築学専攻及び生産工学研究科建築工学専攻に限り、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる）及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

危機管理学研究科 危機管理学専攻 危機管理学 学術

3 博士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上（修士課程を修了した者については、その修得単位を含む）を修得、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。また、第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者及び第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程を修了した者にあつては、修士課程における1年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、(中略)危機管理学研究科における修得すべき単位数は46単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）(中略)とする。

5 前2項の規定にかかわらず、第116条第3項第2号から第8号までの規定により、博士課程の後期3年の課程に入学した者又は専門職学位課程を修了し、博士課程の後期3年の課程に入学した者については、大学院（専門職大学院を除く）に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し（（中略）危機管理学研究科及び工学研究科においては14単位以上を当該課程で専攻科目について修得し）、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した

- 者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 6 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

危機管理学研究科 危機管理学専攻 危機管理学 学術

教育課程及び履修方法

- 第117条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。
- 3 各研究科における授業科目・単位数及び研究指導並びに履修方法は次条以下による。
- 4 学生が許可を受け、他の研究科又は他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 6 学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 7 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 8 第4項及び第6項により修得したものとみなす単位は、合わせて20単位を超えない範囲（法務研究科専門職学位課程（法科大学院）については、30単位（認定連携法曹基礎課程を修了した者又はこれらの者と同等の学識を有すると認めた者については46単位）（専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）を超えない範囲）で、修了するために必要な単位数に算入することができる。
- 9 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ協議の上、学生が他の研究科、他大学大学院の研究科又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 10 第4項から第9項までの規定は、学生が各研究科の許可を受けて外国の大学に留学する場合にこれを準用する。

令和7年3月現在

日本大学学位規程（抜粋）

令和7年4月1日施行

（趣 旨）

第1条 この規程は、日本大学学則に定めるもののほか、日本大学（以下「本大学」という）が授与する学位についての必要事項を定める。

（学位の種別）

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分し難い分野を専攻した者について授与する。

危機管理学 学 術（その他 略）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分し難い分野を専攻した者について授与する。

危機管理学 学 術（その他 略）

（学位授与の要件）

第3条 本大学の学部を卒業した者には、本大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

2 本大学大学院の修士課程を修了した者には、本大学学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

3 本大学大学院の博士課程を修了した者には、本大学学則の定めるところにより、博士の学位を授与する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。



自 主 創 造
日 本 大 学